

# 労務 ROAD

## ■雇用保険被保険者証は会社で保管すべき？

- 雇用保険に加入すると発行される「雇用保険被保険者証」は、ご本人にお渡しできていますか？  
労働者に渡すと紛失してしまうおそれがあるなどの理由で、会社でまとめて保管されている場合も多いのではないのでしょうか？

⇒「雇用保険被保険者証」は労働者に対してハローワークから交付するものであり、事業主が保管すべきものではありません。  
本来、雇用保険被保険者証の交付は雇用保険の加入手続きをなされたことを本人（労働者）が確実に把握できるようにするためのものです。

事業主の皆様は、ご本人に確実にお渡ししていただくようお願い致します！

【厚生労働省 より】

## ■法人化記念パーティーを実施しました！

すでに労務 ROAD でもお知らせさせていただいておりますが、弊所は10月1日より法人化し、河本社労士事務所から、「社会保険労務士法人アイデア」へ組織変更いたしました。これに伴い、先月8日に法人化記念パーティーを開催させていただきました。今回はパーティの様子を少しだけご紹介させていただきます。



◀代表からご来賓の皆様へご挨拶。  
考えてきたセリフが飛んでしまう一面も…



▲4人の職員にまつわる4択クイズも実施しました。写真は高尾クイズです。詳細はぜひ本人にご確認ください！

◀歓談タイムはどのテーブルも盛り上がっておりました。



多くの顧問先様にご出席賜り、誠にありがとうございました。ご来賓の方々から温かいお言葉をいただいたり、歓談、ゲームなど我々職員もとても楽しい時間を過ごさせていただきました。

今後とも職員一同、皆様に信頼され必要とされ続けるよう努力して参る所存ですので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

VOL.672  
(1912-1)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！



事務組合チームは、主に弊社で取扱いをしている『葛城経営研究会』の加入促進・管理運営などを担当しています。労災保険には『特別加入』という経営者の方も加入できる制度があり、『葛城経営研究会』に加入すると保障を受けることができます。我々にご相談頂ければ保障内容の決定からサポート致します！  
(事務組合チーム 高尾)

12月 労務スケジュール

- ・ 年末調整
- ・ 賞与支払届の届出  
(12月支給の場合)
- ・ ハラスメント防止月間